

昭和十二年
公文雜纂

内務省
大藏省
陸軍省

卷二十四

国立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	14
	2271

第二十条 校長ハ學生、專科學生及航空學生ノ修學期末ニ於テ其ノ修業成績書ヲ調査シ參謀總長ニ提出ス

第二十一条 參謀總長ハ修業成績書ヲ参照シ卒業者ヲ定メ之ヲ陸軍大臣及校長ニ移ス

前項ノ外參謀總長ハ修業成績ニ關シ必要ナル事項ヲ陸軍大臣ニ通報ス

供覽

陸軍第六九九二號

大本營令制定ノ件報告

昭和十二年十一月十七日 陸軍大臣 杉山



海軍大臣 米内 光政

内閣總理大臣 公爵近衛文麿殿

大本營令別紙ノ通制定セラレタルニ付報告ス

大本營令服疎ノ懸備室ヲラレタリニ付辨告ス

陸軍大臣 大田 米 内 光 寛

陸軍大臣 米 内 光 寛

昭和十二年十一月十日 陸軍大臣 米 内 光 寛

大本營令備室ノ辨告

陸軍大臣 米 内 光 寛

朕大本營令ヲ制定シ之ガ施行ヲ命ズ

御名 御璽

昭和十二年十一月十七日

海軍大臣 大田 米 内 光 寛
陸軍大臣 米 内 光 寛

軍令第一號

大本營令

第一條 天皇ノ大陛下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス

大本營ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク

第二條 參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷帳ノ機務ニ奉仕

シ作戰ヲ參畫シ終局ノ目的ニ達ヘ陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス

第三條 大本營ノ編制及勤務ハ別ニ之ヲ定ム